

## 『賈誼新書』の諸侯王國對策

工 藤 卓 司

### 一 はじめに

前漢文帝の時代は、皇帝權力が確立される直前の時代として、中國史上に重要な位置を占めている。この文帝時代に活躍した政論家として賈誼がある。彼は文帝元(B.C.179)年に推舉せられて以後、博士・

太中大夫・長沙王太傅・梁王太傅を歴任した後、文帝十二年に三十三年の短い生涯を閉じたが、その間、文帝に對して數々の獻策を行つた。まさしくこの文帝期を代表する政論家だったといえる。したがつて、賈誼の思想を研究することは、漢の皇帝權力確立期たる文帝時代の政治・思想を解明する上で、極めて有意義であると思われる。

さて、その賈誼の論策集としては、『賈誼新書』五十八篇が今に傳えられているが、從來、彼の思想を研究する資料として重視されてきたのはこの『賈誼新書』ではなく、賈誼の文章を摘録する『漢書』賈誼傳(以下、「賈誼傳」と略記)であった。なぜならば、『賈誼新書』には書物としての傳承過程に不明な點が多く、古來、その眞偽問題が取り沙汰されてきたためである。しかしこの點に關して、筆者は先に

「賈誼と『賈誼新書』」において、賈誼傳と現行本『賈誼新書』とを比較検討した結果、現行本『賈誼新書』が劉向の刪定した「賈誼五十八

篇」にまで遡り得ること、すなわち、『漢書』よりも現行本『賈誼新書』が先行することを明らかにした。

ところで、この『賈誼新書』は、後世、その内容に従つて、時事問題を主題とする「事勢」、教育や禮について述べる「連語」、道の哲學や胎教を論じる「雜事」の三つに分けられた。

これらのうち、「事勢」に含まれる三十二篇は、匈奴に關する問題や風俗の奢侈に關する問題等、多くの社會問題について論及している。なかでも宗首・藩傷・藩彊・大都・等齊・益壞・權重・五美・制不定・壹通・屬遠・親疏危亂・淮難の計十三篇は、諸侯王國問題を主題とするという點で共通し、「事勢」の大部分を占める。『賈誼新書』が様々な時事問題を論ずるなかで、諸侯王國問題に多大なる關心を寄せていたことがわかるのである。

本稿では、『賈誼新書』が賈誼傳の記述よりも先行すること、さらにいえば前漢後期にまで遡り得ることを前提とし、文帝期の様々な状況を解明する手懸かりを探るための一事例として、諸侯王國問題を取り上げる。そして、從來、『漢書』賈誼傳を中心として、その方法ばかりが論じられる傾向にあつた賈誼の諸侯王國對策を、『賈誼新書』を基本資料として、その全體構造を読み解き、『賈誼新書』の政治思

想の一端を明らかにするものである。

したがって、以下の「賈誼」という表現は、「賈誼新書」によって抽出される賈誼を表したものであり、歴史上の人物賈誼とはひとまず區別して用いていることを豫め断つておきたい。

二 漢初の諸侯王國と「賈誼」の問題意識の所在  
人物賈誼の生きた文帝の時代、諸侯王國問題が漢朝にとって深刻な社會問題の一つであったことは確かである。

高祖劉邦は、楚漢の兵亂を終息させると、郡國制を施行して、天下統一に功績のあつた諸将を侯王として各地に封建した。そのため、侯王の地位は當初、異姓によつても占められていたが、高祖末年、異姓諸侯王達は或いは誅殺され、或いは自ら逃亡するなどして、歴史の舞臺から退場させられる。その後に代わつて侯王位を占有したのは、皇帝の同族である劉氏であつた。『史記』漢興以來諸侯王年表（以下「諸侯王年表」と略記す）は、こうした事情を記して、

天下 初めて定まるや、骨肉の同姓少なく、故に廣く庶孽を彊くし、以て四海を鎮撫し、用て天子を承衛するなり。（天下初定、骨肉同姓少、故廣彊庶孽、以鎮撫四海、用承衛天子也。）

と述べる。高祖は血縁の原理を利用し、庶子を各地に封建することにより、宗室を輔衛しようとしたのである。しかし、高祖には頼るべき血縁者が實に少なかつた。元來農民であった高祖の一族は、大家族を維持する経済力に乏しく、多くの縁者が離散していったからである。高祖は、この數少ない縁者に、より彊力な勢力を附與することによって、藩屏としての役割を期待したのであろう。事實、高祖時代に封建された劉氏諸侯王國は九國<sup>(3)</sup>であり、そのほとんどが數郡數十縣にも及ぶ大

國であつた。かくして、同姓諸侯王國はその成立當初より、ともすれば漢朝にも匹敵し得る勢力を所有することとなつたのである。

無論、こうした諸侯王國に完全なる自由が與えられていたわけではない。各々の王國では、中央と同様の官制が行われ、相國・太傅・丞相・内史・中尉・御史大夫といった諸卿が設置されていたが、王國に任命権が與えられていたのは丞相以下であり、相國と太傅は中央による任命であつた。惠帝時代に相國は省かれたものの、漢朝はさらに丞相の任命権を掌握することにより、諸侯王國の政事に介入し續けたのである。<sup>(4)</sup>

前漢草創期のこうした諸侯王國對策は、一應の成功を見る。呂后臨朝稱制時代を通じて、劉氏諸侯王國は反亂を起こすことも無く、中央政權は安定したものとなつてゐたからである。

しかしながら、呂后没後、代劉恒が文帝として即位すると、同姓諸侯王國は不穏な動きを見せ始める。諸侯王年表は「親屬益ます疎く、諸侯に或いは驕奢なるあり、邪臣の計謀に伏ひて淫亂を爲し、大なる者は叛逆し、小なる者は法に軌<sup>(したが)</sup>わなくなつた」という。成立當初は皇帝と近い血縁關係にあつた同姓諸侯王達も、時代が下るにつれて次第に疏遠となり、遠心的な傾向を示すようになつたのである。これが後に、吳楚七國の亂へと繋がつていくわけであるが、同姓諸侯王國の臺頭は、こうして文帝期漢朝にとっての大きな社會問題の一つとなつていつたのであつた。袁盎や鼃錯といった文帝期知識人が、こそつて諸侯王國問題に言及したことは、その問題の大きさを物語るものといえる。

『史記』『漢書』によれば、以上のような漢初期諸侯王國の状況がうかがわれる所以であるが、それでは、「賈誼」はどのように諸侯王國を

認識していたのであらうか。『賈誼』の諸侯王國對策を検討する前に、この點についてまずは明確にしておきたい。

大都篇は、春秋時代の楚の靈王が、陳・蔡・葉・不羹といった地方都市の防衛を固めるために多くの戦力を各々の邑に割いたことが、後に大亂を招いたことを例として挙げ、

本の細く末の大なるは、弛むこと必ず心に至る。時なるか。時なるか。痛惜すべき者は此れなり。天下の勢は方に大燐を病む。一脛の大なること幾ど要のごとく、一指の大なること幾ど股のごときは、惡病なり。平居屈信すべからず、一二の指搔めば、身は固より聊はる無きなり。今を失ひて治せんば、必ず錮疾と爲り、後に扁鵲有りと雖も、爲むること能はざるのみ。悲しきかな。枝拱にして苟しくも大ならば、弛むこと必ず心に至らん。(本細末大、弛必至心。時乎。時乎。可痛惜者此也。天下之勢方病大燐。一脛之大幾如要、一指の大幾如股、惡病也。平居不可屈信、一二指搔、身固無聊也。失今弗治、必爲錮疾、後雖有扁鵲、弗能爲已。悲夫。枝拱苟大、弛必至心。)

という。「本細末大、弛必至心」を、脛が腰のように指が股のように太く腫れ上がるがっててしまい、曲げたり伸ばしたりできず、體を支えることができなくなる「大燐」という惡病に喩えるのである。ここで「大燐」が示す内容は、「身」に對して「脛」や「指」の力が増大し過ぎてしまい制御できなくなる状態であり、『賈誼』は「本(=身)」を中心の朝廷、「末(=脛・指)」を地方の諸侯王國にみたてて、「末」の勢力が増大している方今の形勢に注意を喚起しているのである。このことに關しては宗首篇だ、

今 親弟は謀りて東帝と爲り、親兄の子は西に嚮ひて繫ちしこと

或り。今 吳も又た告げらる。天子の春秋は鼎に盛んにして、義を行ひて未だ過たず、德澤の加ふる有るも、猶尚此のことし。況んや莫大の諸侯、權勢 此れに十なる者をや。(今或親弟謀爲東帝、親兄之子西嚮而繫。今吳又見告矣。天子春秋鼎盛、行義未過、德澤有加焉、猶尚若此。況莫大諸侯、權勢十此者乎。)

とある。諸侯王年表及び劉氏系譜に照らしてみると(附錄「漢初諸侯王略系譜」参照)、「親弟」云々とは文帝(=B.C.174)年の淮南厲王長の謀叛事件を、「親兄之子」云々は文帝二年の濟北王興居の反乱を指し、また「吳」は、銅山の開發によつて巨萬の富を得た吳王濞であることがわかる。『賈誼』はまさしく文帝期の諸侯王國問題について、論じようとしているのである。以下、このことを前提として、『賈誼新書』の〈賈誼〉のことばを検討していく。

さて、宗首篇に戻らう。文帝が多く恩徳を與えているにも拘らず、實際に反抗は後を絶たない。後述するように、『賈誼』は高祖期の異姓諸侯王の反亂經緯に關する歴史的考察から、「大抵彊き者は先に反す」(篇頭篇)という結論を得ていたが、では何故、その淮南や濟北よりも「莫大」であるはずの諸侯王は、漢に對して叛旗を翻さないのか。續けて『賈誼』は、

然り而して天下の少しく安きは、何ぞや。大國の王幼くして懷衽に在り、漢の置く所の傳相方に其の事を握ればなり。數年後、諸侯王は大抵皆な冠し、血氣は方に剛なりて、漢の置く所の傳は歸休して育へて住まず、漢の置く所の相は病と稱して寵むるを賜はれば、彼の丞尉より以上は其の私人を偏置せん。此のごくんば淮南・濟北の爲に異なること有らんや。此の時にして乃ち治安を爲さんと欲するは、堯・舜と雖も能はず。(然而天下少安者、

何也。大國之王幼在懷衽、漢所置傅相方握其事。數年之後、諸侯王大抵皆冠、血氣方剛、漢之所置傅歸休而不官住、漢所置相稱病而賜寵、彼自丞尉以上偏置其私人。如此有異淮南濟北之爲耶。此時而乃欲爲治安、雖堯舜(不能。)

という。大國が反亂するに至らないのは、王がまだ幼く、諸侯王國の實權を漢の派遣した太傅や丞相が掌握しているからであるとする。しかし、その一方で、諸侯王が成人し、王國の國政から太傅・丞相が疎外される数年後を憂慮し、その時點に至って「治安」を爲そうとして最も、最早手遅れであるという認識をも示している。これと同じ現状認識は權重篇にも見える。

諸侯の勢は以て專制するに足り、力は以て逆を行ふに足らば、處女に冠せしむと雖も、敢へてすること無しと謂ふ勿かれ。勢は以て專制するに足らず、力は以て逆を行ふに足らざれば、生は夏育のごとく、仇讐の怨み有りと雖も、猶ほ之れ傷ふこと無きなり。然るに天下當今恬然たるは、遇たま諸侯の俱に少ければなり。

後數歳に至らずして、諸侯偕な冠し、陛下且に之れを見んとするは、豈に苦しからずや。(諸侯勢足以專制、力足以行逆、雖令冠處女、勿謂無敢。勢不足以專制、力不足以行逆、雖生夏育、有仇讐之怨、猶之無傷也。然天下當今恬然者、遇諸侯之俱少也。後不至數歲、諸侯偕冠、陛下且見之矣、豈不甚哉。)

諸侯の權勢が專制するに足り、その權力が反亂を起こすに足りるならば、たとえ處女が侯王であったとしても、叛旗を翻すことがないと思つてはならない。權勢が專制するのに十分でなく、權力が反亂を起こすのに十分でないならば、侯王が生來怪力の持主であった夏育のようない人物であり、怨恨があつたとしても、叛旗を翻すことはない。(賈

誼)はこう述べた上で「然天下當今恬然者」と続ける。つまり、現状を前者として把握しているのである。その上で、諸侯がまだ年少であるから天下は安全なのだという論理がここでも繰り返され、ただちに對策を施すべきことが説かれるのである。

ここで氣附かされるのは、侯王の資質が何ら問題とされていないことである。(賈誼)にあっては、漢朝に比して諸侯王國の勢力が弱體であるならば、侯王の皇帝位への欲望は生じるはずもないと考えられていたのである。

しかしながら、(賈誼)の眼前には「大燭」に喩えられるような現實があったのであり、こうした現實を背景にするとき、(賈誼)にとての諸侯王國は文帝に敵対する危険な勢力として認識され、その諸侯王國の勢力を削減することが目標となつたのである。

ところで大都篇はまた、病は徒だに燭のみに非ざるなり。又(疾)にも苦しむ。(病非徒燭也。又苦燭也。)

ともいう。この「燭(こむらがえり)」という病は、具體的には何を指しているのであろうか。この文章に續けて、

元王の子は、帝の從弟なり。今の王は、從弟の子なり。惠王の子は、親兄の子なり。今の王は、兄の子の子なり。(元王之子、帝之從弟也。今之王者、從弟之子也。惠王之子、親兄之子也。今之王者、兄子之子也。)

とある。「元王」とは、楚王交のことであり、高祖の弟である。すなわち、文帝は高祖の子であるから、「元王之子」である楚夷王郢とは從弟にあたり、「今之王」は文帝六(B.C.174)年に即位した夷王の子戊を指す。また、「惠王」とは、高祖の長子、齊王肥のことである。

「惠王之子」である齊哀王襄は、文帝からしてみれば「親兄之子」にあたり、「今之王」は文帝二年に即位した齊文王則を指している。

このように、〈賈誼〉が系譜を追うことによって問題視しようとしていることは、次の文章によつて一目瞭然となる。

親しき者には地を分かつこと無くして以て天下を安んずる或るも、疏き者には大權を専らにして以て天子に偏る或り。(親者或無分地以安天下、疏者或專大權以偏天子。)

血縁關係の近い者は領土を配分せずとも共に天下を安寧に導くことができるのに、血縁關係の遠い者には大勢力を背景として皇帝位をうかがおうとする者がいる。〈賈誼〉の所謂る「跋盪」が指す具體的な内容とは、皇帝と諸侯王との血縁疏遠化による隔絶、そしてそれによる造反なのである。特に〈賈誼〉が例として挙げた楚と齊は、當時大國であった。つまり、漢に對する諸侯王國の強大化のみならず、皇帝と諸侯王との血縁的紐帶の希薄化をも問題視して、「病非徒憲也。又苦跋盪」というのである。

### 三 〈賈誼〉の諸侯王國對策

それでは、こうした諸侯王國問題について、〈賈誼〉はいかなる対策を練り上げたのか。以下、〈賈誼〉の二つの諸侯王國對策、「分國策」と「藩屏強化策」について論じてみたい。

#### (一) 分國策

制不定篇の冒頭に次のような説話がある。

炎帝は、黃帝の同父母弟にして、各おの天下の半ばを有つ。黃帝は道を行へども炎帝は聽かず、故に涿鹿の野に戦ひ、血は流れて

杵を漂はす。夫れ地制得ざれば、黃帝よりして以て困しめり。  
(炎帝者、黃帝同父母弟也、各有天下之半。黃帝行道而炎帝不聽、故戰涿鹿之野、血流灑杵。夫地制不得、自黃帝而以困。)

この文章の力點は、天下の主宰者であるはずの黃帝が、何故「無道」であつた炎帝を除くのに困しんだのかということにあるが、〈賈誼〉は、その原因を「地制」を得ていなかつたためだとする。さらに續けて、高祖時代の異姓諸侯王國反抗の原因も、「地里」が定まつていなかつたからだといふ。文脈上、「地制」「地里」は同じ内容を示すと思われるが、その内容とは何であろうか。

それを探る資料として、五美篇の文章が挙げられる。

地制 一たび定まれば、宗室の子孫は、王たらざるを慮る莫し。制定まるの後に、下に背叛するの心無く、上に誅伐するの志無く、上下 権び親しみ、諸侯順ひ附く、故に天下は咸な陛下の仁なるを知る。(地制一定、宗室子孫、莫慮不王。制定之後、下無背叛之心、上無誅伐之志、上下権親、諸侯順附、故天下咸知陛下之。)  
「地制」が一旦定まつてしまえば、劉氏の子孫でありながら、王になれないことを心配する者などいなくなる。そうであれば、諸侯王國に漢に背く心など起るはずもなく、漢に諸侯王國を討伐する意志もなく、諸侯は漢朝に歸屬するというのである。ここからは、諸侯王國問題を主題とする點で、五美篇に見られる「地制」も、制不定篇の「地制」「地里」と同質であることが確認できる。

では、その「地制」の内容とはいかなるものであったのか。

地を割き制を定め、齊を若干の國と爲し、趙・楚を若干の國と爲さば、制は既に各おの理有らん。是に於いて齊の悼惠王の子孫は之れに王たるも、分地盡きて止む。趙の幽王・楚の元王の子孫も

亦た各おの次を以て其の祖の分地を受く。燕・吳・淮南の他國も皆然り。其の分地 象くして子孫 少なき者は、建てて以て國と爲し、空しくして之れを置き、其の子孫の生まるる者を須ちて、擧げて之れに君たらしむ。諸侯の地、其の削られて頗る漢に入る者は、其の侯國を徙す、及び其の子孫を彼に封するが爲にして、數げて之れを償ふ所以なり。故に一寸の地、一人の衆も、天子の利とする所無く、誠だ定治を以てするのみ、故に天下は咸な陛下の廉なるを知る。（割地定制、齊爲若干國、趙楚爲若干國、制既各有理矣。於是齊悼惠王之子孫王之、分地盡而止。趙幽王楚元王之子孫亦各以次受其祖之分地。燕吳淮南他國皆然。其分地象而子孫少者、建以爲國、空而置之、須其子孫生者、舉使君之。諸侯之地、其創頗入漢者、爲徙其侯國及封其子孫於彼也。所以數償之。故一寸之地、一人之衆、天子無所利焉、誠以定治而已、故天下咸知陛下之廉。）

と五美篇はいう。これによれば、〈賈誼〉のいう「地制」とは、諸侯王國を豫めいくつかの國に分けておき、諸侯王の子孫をそれらに封していくものだといえる。「空而置之」は、王位は空位にするけれども國は國として存續させる状態を指す。分地が餘っていても、それを國として建てておき、子孫が生れるのを待つのだから、〈賈誼〉のなかで分國の意識は非常に徹底したものとなっている。「分地盡而止」とは、分地が盡きてしまうと土地の給與を停止してしまうことを意味する。つまり、豫め細分化した王國が各々の子孫にいきわたってしまうと、あとは各侯王が與えられた祖先の分地を繼承していくだけとなるのである。

さて、ここで文帝期諸侯王國対策の先行研究に目を向けてみよう。嘗て藤岡喜久男氏<sup>(8)</sup>は、中央集権への轉化を媒介した推恩の令及び同令

の同姓諸侯王への適用を通じて、郡國制から郡縣制への轉化を検討しているが、その際、賈誼の分國論を探り上げるに當たり、「賈誼新書」と賈誼傳とを資料として、

1、あらかじめ夫々の王の地を分けておき、その王子達は次を以て父祖の分地を受ける。その際、分地の數が多くて王子の數に超過した時には、其等の分を空にしておき、その子孫の生れるのを待って受封させる。

2、受封していた王が有罪で、その地が漢に沒入されたものは、  
a、犬牙錯綜した諸侯國の國境を整理する爲めに用い、  
b、其の子孫を封する時に、その分地の數によって之を償還するためるために用いる。例えば、十縣合封の人の子孫であれば、その十縣がその子孫に與えられるように。

3、即ち分國をするが、その際一寸の地一人の衆も天子に於て利することなく、誠に定治するのみである。

と整理し、その性格を「郡縣體制を藩國の地まで推進させず、從來の藩國であった地域の内部で種々やりくりする政策を、指導するもの」として、この賈誼の分國論は「文帝によつて具體化されており、當時の中央と侯王との力關係に相應した對侯王政策であつたと考えられる」と述べている。

これに對して鎌田重雄氏<sup>(9)</sup>は、賈誼傳採録の治安策を資料とし、顏師古注と漢書補注をふまえつつ、藤岡氏の見解を「1は誤りないが、2のabは理解しにくい説明で、註の忠實な説明になつていらない」と評して解釋しなおす。すなわち、「有罪によつて封地を得られない子孫は他所に即ち藩國外に封地が與えられる」として、「從來の藩國であつた地域の内部で種々やりくりする政策」であるとする藤岡説に反論し

たのである。<sup>(2)</sup>

しかし、鎌田氏も賈誼の分國策を「王國の細分化による王國抑損策」と評し、兩氏とも、その主眼が「削地」ではなく「割地」にあつたと主張する點、及び賈誼の分國策が文帝の分國策に反映されているとした點は共通している。

近年、芳賀良信氏<sup>(3)</sup>は藤岡・鎌田兩説に對して、「賈誼の提案とその死後の實施との差異」に着目し、文帝による實施が、王の死後の相續を契機とした相續人の數によって分割されるものであつたのに對し、賈誼の分國策は「諸侯王が生存している今現在において、王國を親族に分配しようとするもの」であり、「あらかじめ適當な大きさに分けておき、封ぜらるべき人數が國の數より多い場合、少ない場合の處置が記述されている」として、文帝による實施が賈誼の提案を正確に反映したものとなつていいことを指摘している。

確かに藤岡・鎌田兩氏がいふように、賈誼の「分國策」の方法は「割地」ではあつた。しかし今、『賈誼新書』五美篇の文章を讀む限り、その構造は芳賀氏のいふやうな、即座の分國を求めるものであり、各國の大きさも適當な大きさに區切るものであつたと考えなければなるまい。藤岡・鎌田兩氏が、文帝の分國策が賈誼の提案を正確に反映したものとなつていなかつても拘らず、賈誼の分國策が文帝の實施に反映されていると考察したのは、「文帝が賈誼の言葉を想起して齊・淮南の分國を行つた」という賈誼傳の記事に引き摺られたからだと思われる。

こうした所謂の「分國策」を、再び『賈誼新書』の中に探ると、藩傷篇にも見出しができる。

制令に、其の子有るは以て其の子に國し、未だ子有らざる者は

分を建てて以て之れを須ち、子生じて立つ。其の身にして天するも、夫れ將た何をか失はん。實に於いて喪ふこと無く、而して國を葆ちて患ふること無く、子孫世世漢と相ひ須つこと、皆な長沙のごとくなれば、以て久しかるべし。(制令、其有子以國其子、未有子者建分以須之、子生而立。其身而夭、夫將何失。於實無喪、而葆國無患、子孫世世與漢相須、皆如長沙、可以久矣。)

子があれば、その子に國を繼がせ、子がいなければ、國を分けておいて子の誕生を待つ。そうすれば、早死にしても領土を失うことを侯王は心配することなく、子孫は代々漢と共存できるというのである。この藩傷篇の文章からは、子の有無によつて分國するか否かが分かたれているような印象を受けるが、ここもやはり、前出の五美篇のように、豫めいくつかの國に分けておくものであろう。

その小國化のモデルケースとして『賈誼』の意識のなかにあるのは、長沙王國の存在である。「子孫世世與漢相須、皆如長沙、以可久矣」といふてゐるのは、その明證である。

史實としての長沙王國は、高祖五(B.C.202)年に衡山王であつた吳芮が封ぜられたのに始まる。文王芮はその年に薨じ、成王臣が翌六年に後を襲つて即位、惠帝」(B.C.193)年に哀王回、高后」(B.C.18)年に恭王右、文帝三(B.C.177)年に靖王著が各々後を繼いだ。結局、文帝後七(B.C.157)年に吳著が薨じて子が無く、國を除かれるまで、異姓としては唯一漢初を通じて存續した侯王國であった。

何故、異姓諸侯王國のなかで、長沙王國のみが存續できたのか。このことについて藩彊篇は、

竊かに前事を述ぬるに、大抵彊き者は先に反す。淮陰は楚に王たりて最も彊ければ、則ち最も先に反す。韓王信は胡に倚れば、

則ち又た反す。貫高は趙の資に因れば、則ち又た反す。陳豨は兵精強なれば、則ち又た反す。彭越は梁を用ふれば、則ち又た反す。黥布は淮南を用ふれば、則ち又た反す。盧綰は國最弱に比すれば、則ち最も後れて反す。長沙は乃ち纏かに二萬五千戸のみにして、力は以て逆を行ふに足らざれば、則ち功は少なけれども最も完うし、執は疏なれども最も忠にして、骨肉を全うす。時に長沙に故無きは、獨り性の人に異なるに非ざるなり、其の形執然るなり。（竊述前事、大抵強者先反。淮陰王楚最強、則最先反。韓王信倚胡、則又反。貫高因趙資、則又反。陳豨兵精強、則又反。彭越用梁、則又反。黥布用淮南、則又反。盧綰國比最弱、則最後反。長沙乃纏二萬五千戸耳、力不足以行逆、則功少而最元、執疏而最忠、全骨肉。時長沙無故者、非獨性異人也、其形執然矣。）

と述べる。『賈誼』は歴史的事実を考察することにより、そこに「大抵強者先反」という法則を發見し、長沙王國は反亂を起こすのに十分な力がなかつたので、功績は少なく權勢は無くとも、國を保ち最も忠誠であつて、永らえることができたといふ。つまり、小國であつたから存續できたと考えていたのである。ここでも「非獨性異人也、其形執然矣」とい、侯王の性質は問題とされていない。

『賈誼』はこのように諸侯王國の擴大化を解決するために、長沙王國をモデルケースとする「分國策」による諸侯王國小國化を說いた。漢と諸侯王國を差別化し、適正化しようとしているのである。しかしこの「分國策」は、後の推恩の令のよう、王國內に侯國を建てて、諸侯王國を解體し、郡縣化していく方向性を有するものでは決してなかつた。『賈誼』はあくまでも王國を存續させようとした。『賈誼』の「分國策」には「王國」が必要不可欠だったからである。

## (一) 藩屏彊化策

さて『賈誼』にとつて、「分國策」さえ成功するならば、侯王の資質は問題とされないはずである。それでは何故、「跋鑿」——すなわち皇帝と侯王の血縁的關係の希薄化を問題視したのであろうか。

益壠篇には、所謂る「藩屏彊化策」が述べられている。

且つ他人をして郡を守らしむるは、豈に子をしてせしむるに如かんや。臣の愚計、願はくは陛下淮南の地を擧げて以て淮陽に益さば、梁は即ち後有らん。淮陽北邊の二三の列城と東郡とを割きて以て梁に益さば、即ち後の患ひ無からん。代は徙して睢陽に都すべし。梁は新鄭以北を起こして之れを河に著け、淮陽は陳以南を包みて之れを江に捷すれば、則ち大諸侯の異心有る者は、膽を破りて敢へて謀らず。今恃む所の者は、代・淮陽の二國のみ。皇太子も亦た之れを恃む。臣が計のごときは、梁は以て齊・趙を握ぐに足り、淮陽は以て吳・楚を禁ずるに足らば、則ち陛下は枕を高くして臥するも、終に山東の憂ひ無からん。臣竊かに以爲へらく此れ二世の利なり。（且令他人守郡、豈如令子。臣之愚計、願陛下舉淮南之地以益淮陽、梁即有後。割淮陽北邊二三列城與東郡以益梁、即無後患。代可徙而都睢陽。梁起新鄭以北著之河、淮陽包陳以南捷之江、則大諸侯之有異心者、破膽而不敢謀。今所恃者、代淮陽二國耳。皇太子亦恃之。如臣計、梁足以捍齊趙、淮陽足以禁吳楚、則陛下高枕而臥、終無山東之憂矣。臣竊爲此二世之利也。）

淮南は厲王長の謀叛以後、漢の直轄地となつて、これを淮陽國の所屬とし、淮陽國北邊のいくつかの列城と東郡とを割いて梁國の領土とし、代王を梁（睢陽）に徙す。そうすることで、梁・淮陽の二

國を齊・趙・吳・楚といった大諸侯王國に對する彊力な藩鎮として据えようとしているのである。この「藩屏彊化策」は、親族ではない「他人」（＝官僚）に「郡」（＝嗣子が無いために漢の郡として編入された梁）を守らせることを問題とし、子である代王參を梁に徙すことをいうのであるから、文帝十一（B.C.169）年の梁王勝の死にともなって表明されたことは間違いない。

ここに見える〈賈誼〉の立場は、「豈如令子」に集約されている。前述したように、梁・淮陽・代の三國は文帝の子が封ぜられた國であり、皇子に對して絶対の信頼を置くのである。また、「此世之利也」ということからすれば、次代の君主（景帝）までの策として、「藩屏彊化策」を把握していたことも指摘できる。

ところで、賈誼傳のちょうどこの益壞篇に對應する部分は、臣之愚計、願舉淮南地以益淮陽、而爲梁王立後、割淮陽北邊三列城與東郡以益梁。不可者、可徙代王而都睢陽。梁起於新廻以北著之河、淮陽包陳以南撻之江、則大諸侯之有異心者、破膽而不敢謀。梁足以扞齊趙、淮陽足以禁吳楚、陛下高枕、終「山東」之憂矣、此一世之利也。

となつてゐる。益壞篇と賈誼傳の相違點は、

- 1、益壞篇の基本的立場たる「且令他人守郡、豈如令子」が賈誼傳には採録されていないこと。
- 2、益壞篇が淮陽と梁とを増強し、かつ梁に代王を徙すことを主張するのに對し、賈誼傳は梁・代・淮陽の三國を立てたまま、淮南の地を淮陽國に與えることがまず主張された上で、次善の策として代王を梁王に徙すことが述べられていること。

の二點となる。賈誼傳の主張は、「且令他人守郡、豈如令子」やなかつた。それを採る手懸かりとなるのは、前出の分國の方法を述べ確かに芳賀氏が指摘し、賈誼傳が記すように、上疏された時期も異なり、この兩者は「分裂した方向性」にあるかに見える。また、賈誼傳の「分國策」についての記述は、

割地定制、令齊趙楚各爲若干國、使悼惠王幽王・元王之子孫畢以次各受祖之分地、地盡而止、及燕梁亡國皆然。とあり、特に梁の處置をめぐって、賈誼傳によつて作られる賈誼像では「分國策」と「藩屏彊化策」とが矛盾する。

しかし、〈賈誼〉にあつては、この兩者は決して矛盾する主張ではなかつた。それを採る手懸かりとなるのは、前出の分國の方法を述べ

「今所恃者、代・淮陽一國耳。皇太子亦恃之」（益壞篇傍線部参照）が省略されたことにより、代・淮陽の位置附けが曖昧となり、その二國が強化される理論的根據を缺く。それに對し、益壞篇は「且令他人守郡、豈如令子」によって論理的「貫性」を有している。こうした見地からも、益壞篇の方が、その資料的價値は高いことが見て取れる。

さてここで、ひとつの疑問が生じる。それは、この「藩屏彊化策」と先の「分國策」とが矛盾するのではないかという問題である。一方は王國細分化の方向性を有し、他方は王國擴大化の方向性を有しているのであるから、この疑問は當然起るべきものであろう。

この矛盾については、從來あまり觸れられなかつたが、芳賀氏は、この兩者を分けるのは各々の「當時の政治狀況」であるとし、賈誼の「一つの相反する諸侯王國觀」が反映したものと考える。つまり、淮南王の亂に起因する「分國策」には漢朝の下部行政機構としての面が反映し、梁の漢への沒入を契機とする「藩屏彊化策」には地方豪強としての側面が反映し、兩者は「互いに分裂した方向性」にあるとしたのである。

た五美篇の記事である。後の説明のため、再びここに掲げよう。

割地定制、齊爲若干國、趙楚爲若干國、制既各有理矣。於是齊悼

惠王之子孫王之、分地盡而止。趙幽王楚元王之子孫亦各以次受其

祖之分地。燕吳淮南他國皆然。

齊・趙・楚・燕・吳・淮南の六國が「分國策」の対象となっているのだが、ここでは記述されていない地域に注意していただきたい。ここからわかるのは、その他の代・淮陽・梁・河間・長沙五王國に關しては分國の主張が及んでいないことである。長沙は「分國策」のモデルケースであったこと、河間は趙から分離獨立した小國であったことを思えば、この一國が「分國策」の対象から外されるのは首肯できる。

しかし、淮陽はともかくとして、代・梁の一國は依然として大國であつたはずであり、分國の対象から外されているのは、何らかの意圖があつたと考えなければならない。すなわち、「分國策」と「藩屏彊化策」とはその対象を異にしていてことになる。このように、賈誼傳の記述では「分國策」と「藩屏彊化策」とで矛盾していた梁國についての遭遇の問題は、「賈誼新書」に従えば解消されるのである。賈誼傳の記述がこのようになつたのは、敢えて推測するならば、後の景帝期の梁分國という事實を意識して記録されたからではなかろうか。<sup>(15)</sup>

では、「賈誼」は何故このような「藩屏彊化策」を提示しなければならなかつたのか。ここで、「分國策」がただちに（諸侯王が成人しないうちに）諸侯王國を分割するものであったことを想起すべきである。

〈賈誼〉も大國に對して「人主之所斧」たる「權勢法制」<sup>(16)</sup>を用いれば、不測の事態が起ることはあることは重々承知していたであろう。

その不測の事態、すなわち反亂に備えて、〈賈誼〉は分國が完成を見まるまでの一時的政策として、代・淮陽・梁の三國を藩屏とする「藩屏

彊化策」を用意したのである。〈賈誼〉の意識において、「分國策」と「藩屏彊化策」とは併行すべき政策であった。

「跋轍」ということばを用いた〈賈誼〉の眞意は、この「藩屏彊化策」にこそありそうである。つまり、〈賈誼〉にしてみれば分國して小國化してしまうことにより、漢の安全が保たれるのであれば、長沙をモデルケースとして挙げたように、諸侯王は異姓であれ同姓であれ誰でもよかつたわけである。しかしながら、わざわざ「跋轍」を持ち出してまで皇帝と諸侯王との血縁關係の疏遠化を論じるに至つたのは、文帝の皇子が封建されている諸侯王國を彊化する「藩屏彊化策」を説くためであったと思われる。

こうして考えてみると、〈賈誼〉の「分國策」と「藩屏彊化策」とは、芳賀氏が論じられたような「分裂した方向性」にあるものではなく、「分國」というひとつの目的を果すための方策として、かなりの整合性を有するものであることが明らかになつたであろう。確かに、「藩屏彊化策」は梁王の死後、梁國が漢の直轄地として編入される際に上疏されたものである。しかし、五美篇の記事からすれば、文帝の皇子の國を藩屏として彊化する構想自體は「分國策」と併行して構築されたと考えてよい。梁王勝の死によって、その藩屏の一角が崩壊したがために、益壞篇に見られる主張が表明されたのであって、各々の政治状況によつて「分裂した方向性」にある主張が行われたわけではなかつたのである。

#### 四 〈賈誼〉の親族觀と諸侯王國對策

ここまで、〈賈誼〉の諸侯王國對策について述べてきた。「分國策」が、諸侯王國の小國化・適正化を目的としたこと、文帝の皇子を封じ

た王國を擴大する「藩屏強化策」が「分國策」と併行して行われるべきであったことを明らかにした。

ところで、このような主張が行われるには、それを可能ならしめる背景を想定しなければなるまい。從來の研究は、賈誼の諸侯王國對策の方法については多く解明を試みてきたが、その背景についてはほとんど觸れてこなかった。以下、「賈誼」の諸侯王國對策を支える社會的背景について、「賈誼新書」をもとに論じてみたい。

この問題を考えるに際しては、前節で考察したように、「賈誼」の諸侯王國對策が、郡國制を解體する方向性を有していなかつたことが重要なポイントとなる。「賈誼」が諸侯王國を細分化する方向を打ち出しながらも、「王國」の存在自體を否定しなかつたのは、「王國」に存在價值、或いは利用價值を認めていたからであろう。

漢代にあって、「王國」とは血緣を媒介とする制度であった。ことに、異姓諸侯王が廢され、同姓諸侯王が立てられると、「王國」は二つの血緣關係を背景とするようになる。皇帝と侯王との血緣關係及び侯王と王子との血緣關係である。こうした血緣的紐帶を前提とする「王國」を考えるに當っては、どうしても親族の問題に觸れなければならぬまい。まずは、「賈誼」の諸侯王國對策の背景にあると思われる彼の親族觀について考えてみよう。

〈賈誼〉の親族觀が最もよく表明されているのは、六術篇である。

人の戚屬は、六を以て法と爲す。人に六親有り。六親の始めを父と曰ふ。父に二子有り、二子を昆弟と爲す。昆弟に又た子有り、子は父よりして昆弟なり、故に從父昆弟と爲す。從父昆弟に又た子有り、子は祖よりして昆弟なり、故に從祖昆弟と爲す。從祖昆弟に又た子有り、子は曾祖よりして昆弟なり、故に從曾祖昆弟と

爲す。曾祖昆弟に又た子有り、子を族兄弟と爲す。六を備ふ、此れを之れ六親と謂ぶ。親の一人に始まり、世世にして別離し、分かれて六親と爲る。親戚は六に非ざれば、則ち本末の度を失ふ。是の故に六をば制と爲して止まる。六親に次有りて、相ひ踰ゆべからず。相ひ踰ゆれば則ち宗族擾亂し、相ひ親しむ能はず。(人之戚屬、以六爲法。人有六親。六親始曰父。父有二子、二子爲昆弟。昆弟又有子、子從父而昆弟、故爲從父昆弟。從父昆弟又有子、子從祖而昆弟、故爲從祖昆弟。從祖昆弟又有子、子從曾祖而昆弟、故爲從曾祖昆弟。曾祖昆弟又有子、子爲族兄弟。備於六、此之謂六親。親之始於一人、世世別離、分爲六親。親戚非六、則失本末之度。是故六爲制而止矣。六親有次、不可相踰。相踰則宗族擾亂、不能相親。)

そもそもこの六術篇は、世界のあらゆる事物を數「六」を用いて整理し、その根源として道・德・性・神・明・命の「六理」を位置附けるものであるが、賈誼傳はこれを採録していない。このなかで、「賈誼」は「六親」を親族關係の基本的単位として提示する。「六親」は、父・昆弟・從父昆弟・從祖昆弟・從曾祖昆弟・族兄弟の父系を基本要素とする血緣的集團であり、「相踰則宗族擾亂」というのであるから、「賈誼」はこれを「宗族」として把握していたと思われる。また「父有二子」とわざわざ言うからには、この「父」を頂點とする「宗族」は、昆弟の兄弟の子孫をも含み、かなりの規模を有するものであったろう。

さらに「賈誼」は、その「六親」の秩序を守るために、「昭穆三廟」の說を述べる。

是の故に先王昭穆三廟を設爲して、以て其の亂るるを禁ず。何をか三廟と爲す。上室を昭と爲し、中室を穆と爲し、下室を孫嗣

と爲す。子をして各おの其の次を以て、上下居を更へしむれば、三廟以て別たれ、親疏に制有り。（是故先王設爲昭穆三廟、以禁其亂。何爲三廟。上室爲昭、中室爲穆、下室爲孫嗣。令子各以其次、上下更居。三廟以別、親疏有制。）

ここにいう「廟」は、かつて俞樾が指摘したように、廟祧の「廟」ではなく、「寢」、すなわち居所を指す。<sup>(18)</sup>重澤俊郎氏はこれを「昭穆の列に従つて生人の居所にまで區別を設くべしとする主張」とする。つまり、昭・穆・孫嗣の三寢を親疏の序列に従つて區別するのである。先述した「六親」のうち、この世に生存し、かつ同居する三世代を對象として、このように説くのであるから、「昭穆三廟」の説は、三代同居の家族形態を前提とするといえる。

ところで、漢代の家族形態を社會學的に研究された宇都宮清吉氏は、<sup>(19)</sup>

漢初の家族制について、  
三族制家族は、近代世界における父子だけの二世代からなる、單家族制とは異り、直接には小宗制家族から發展したものなので、分居するにいたつても、かつての一家族としての親密感は消滅しない。この關係によつて發生したのが、新しい「宗族」であった。三族制家族と宗族とは、春秋中期以來、戰國秦漢時代の社會の基礎を形成していた。

と述べる。「三族制家族」とは、父の在世中に限り、父母・妻子・兄弟が住居財産を共有する家族形態のことをいう。父の死後、兄弟は財産分與し別居するのであるが、父存命中に培われた強い血族意識はその後も繼續し、父を頂點とする新しい宗族集團を形成するのである。『賈誼新書』時變篇には、現實社會の奢侈の風を歎いて、  
唯だ昆弟を生罪し、伯父を欺突し、父母に逆ふのみ、然れども錢

財は多く、衣服は循に、車馬は嚴に、走犬は良なり。（唯告罪昆弟、欺突伯父、逆於父母乎、然錢財多也、衣服循也、車馬嚴也、走犬良也。）とある。ここでは、昆弟・伯父・父母が蔑ろにされている現實社會の狀況が記されているが、このことは、昆弟・伯父・父母全てを含む親族理念を〈賈誼〉が意識していたことを示している。父母はともかくとして、昆弟・伯父を告罪・欺突することを非難するには、昆弟・伯父を含む親族理念が念頭になければなるまい。〈賈誼〉にあっても、この「三族制家族」の理念が意識され、それを背景として、かの「六親」や「昭穆三廟」の説が形成されたと考えられる。

以上、〈賈誼〉の親族觀について考えてきたが、「六親」「昭穆三廟」の説が、後世の所謂の「三族制家族」の理念を背景として生じたものであることを述べた。

さて從來、この「三族制家族」とは、秦漢帝國の支配構造を、治者たる皇帝と被治者たる民との關係において把握するに當たり、被治者である民の構造を説明するために作られた概念であった。支配者の家族を説明するものとしては把握されてこなかったのである。

しかし、〈賈誼〉は「人之戚屬」とい、一般論として「六親」説を説くのであるから、〈賈誼〉自身は「三族制家族」の理念を社會の各階層に通底するものとして認識していたと思われる。少なくとも、〈賈誼〉のことばが直接向けられたであろう皇帝或いは諸侯王の背景には、「三族制家族」が指定されていたであろう。事實、高祖から景帝に至るまでの期間において、『漢書』諸侯王表や王子侯表等を參照する限り、父王在世中にその子が封ぜられた例は、高后二年に楚元王の子郢が上邳侯に封ぜられた一件のみである。それならば、當然、諸侯王の家族は三世代が財産を共有する形態をとらざるを得ない。また、

文帝も元々は代王であるから、文帝の家族も嘗ては三世代同居の形態にあったといえる。文帝、そして諸侯王は「三族制家族」を背景に有していたのである。

〈賈誼〉がこうした「三族制家族」を意識していだとするならば、〈賈誼〉の「分國策」と「藩屏強化策」における「王國」、すなわち血縁的紐帶の意味とはいかなるものであつたろうか。

まずは「分國策」である。「分國策」は即座に王國を分割するため、

<sup>(2)</sup>

現王（父）と新王（子）とが分割以前の領域内に並立することとなる。<sup>(2)</sup> 一國ごとの領域は細分化され小さくなるが、「三族制家族」の理念に従えば、一族としての領域は結局變化しない。先掲の「分國策」を表明した蕃傷篇が、侯王が早死にしたとしても「於實無喪、而葆國無患」というのは、この一族としての所有の意識から生じた發言であろう。「三族制家族」の理念によつて、分國させられても、各諸侯王國はそこに血縁的な紐帶を強く意識し、不満が噴出することはないと〈賈誼〉は考えたのである。

また、前漢の諸侯王及び列侯の相續については、既に牧野襄氏が明らかにしている。

西漢に於いては、封建王侯の相續は、原則としてたゞ子のみの承襲が許され、異姓或は疏属を養嗣することは勿論子が死<sup>(3)</sup>して孫が存する場合、及び兄弟の子を養子にした場合にも、襲封は許されなかつた。實子以外の者に紹封或は復家が許されたのは、凡えて例外的・恩恵的であつて、決して制度上當然認められてゐたのではない。

そして、適格者がいない場合、その國は除かれることになつてゐた。事實、諸侯王年表には、「後無くして、國除かる」という記事が多く

見られる。また「子に非ず」という理由で除かれた例も見える。封國の相續については、封建諸侯にとって相當厳しい規定があつたのである。牧野氏が明らかにしたような漢代の現實を考えると、〈賈誼〉の「分國策」は、建前としては「三族制家族」の理念を背景とした「王國の存續」と「例外的・恩恵的な紹封」を標榜するものであつたが、その實は「諸侯王國の小國化・適正化」を企圖するものであつたと指摘できる。

そして、「藩屏強化策」もまた、〈賈誼〉の認識する「三族制家族」の理念を背景にすると考えられる。父子間の絆を重視するのは當然であるが、父たる文帝が崩御したとしても、子たる藩屏王國は「かつての一家族としての親密感」によつて、景帝を奉尊し、藩屏としての役割を全うする。ここに「藩屏強化策」の「一世の利」たる所以を求めることができるるのである。

## 五 おわりに

ここまで、〈賈誼新書〉の記述をもとに、〈賈誼〉の諸侯王國對策の全體構造を明らかにしてきた。「分國策」と「藩屏強化策」とは矛盾するものではなく、互いに補完し合う關係にあつたこと、〈賈誼〉の諸侯王國對策が「三族制家族」の理念を背景としていることの二點を指摘したつもりである。結局、〈賈誼〉は、諸侯王國を小國化・適正化することによつて、漢朝との實力的差別化を圖り、最終的には諸侯王國の反亂を起こす意志をも封じようとしたのである。

こうして、〈賈誼〉は諸侯王國を漢朝の管理下に置こうとしたが、換言すれば、それは「王國」を規律化することであつた。つまり、侯王は閉鎖的空間ともいふべき小さな王國のなかに閉じ込められること

により、権力の源泉たる民衆を奪われ、漢朝の階層的秩序のなかに位置づけられて、その欲望をもコントロールされる。「權勢法制」たる

〈賈誼〉の諸侯王國対策によって、「王國」は漢朝から徹底的に管理・

統制され、漢朝に對して從順なる存在へと轉化させられるのである。

こうした意味において、〈賈誼〉の諸侯王國対策は極めて規律的であったといえる。

さて最後に、やはり書物『賈誼新書』の眞偽問題について觸れなければなるまい。從來、本稿で論じた諸侯王國問題を含む『賈誼新書』「事勢」部分は、現實の社會問題と密接な關係にあるにも拘らず、賈誼の思想を研究するに際しては、賈誼傳の補助的資料としての位置しか與えられていなかった。なぜならば、賈誼傳と重複する部分は、賈誼傳が常に優先され、賈誼傳が描く賈誼像が文帝期の人物賈誼として無條件に信じられてきたからである。

(1) 『東洋古典學研究』第十六集(2003)。『賈誼新書』と賈誼傳に重複して採録されている部分とを比較検討することにより、賈誼傳にない部分が『賈誼新書』には多數含まれるが、『賈誼新書』にない部分は非常に少ない點、及び賈誼傳の方が『賈誼新書』よりも簡略化され整理されている點を指摘し、『賈誼新書』が賈誼傳に先行するということを明らかにした。

(2) テクストは、盧文昭本を底本として、長沙本（四部叢刊所收）・和刻本（長澤規矩也編『和刻本諸子大成』汲古書院、1975）、程榮本（漢魏叢書所收）、陳希祖本（增訂漢魏叢書所收）、王耕心『賈子次詁』、祁玉章『賈子新書校釋』（臺北中國文化雜誌社、1974）、王洲明・徐超『賈誼集校注』（人民文學出版社、1996）、閻振益・鐘夏『新書校注』（中華書局、2000）、方向東『賈誼集匯校集解』（河海大學出版社）等を参考にして筆者が校訂したものを用いる。

(3) 高祖子弟同姓爲王者九國、唯獨長沙異姓、而功臣侯者百有餘人。(諸侯王年表)

(4) 紙屋正和「前漢諸侯王國の官制」(『九州大學東洋史論集』3、1974)

(5) 漢定百年之間、親屬益疎、諸侯或驟衰、族邪臣計謀爲淫亂、大者叛逆、

小者不軌干法、以危其命、殞身亡國。

(6) 試みに文帝十六(B.C.174)年の侯王を擧げると、附錄「漢初諸侯王略

系譜」の網掛部となる。當時、十一諸侯王國が存在していたが、齊・楚・趙・吳といった大國の侯王ほど文帝との血縁關係が疏遠になっていることが明らかである。

それでは本稿で抽出した〈賈誼〉を、文帝期の人物賈誼として考えてよいのであろうか。この問題の解明のために、諸侯王國対策のみでなく、匈奴問題や風俗の奢侈の問題といったその他の「事勢」部分、

さらには「連語」「雜事」をも含めた『賈誼新書』全體について、精密な考證が必要であり、今後の研究の課題である。

#### 注

- (7) 德有六理。何謂六理。道德性神明命、此六者、德之理也。(『賈誼新書』六術篇)
- (8) 藤岡喜久男「推恩の令」(『北大史學』二號、1954)
- (9) 錦田重雄「漢朝の王國抑撫策」(『日本大學世田谷教養部紀要』第六輯、1957、前掲書所收)
- (10) 五美篇の「諸侯之地、其創頗入漢者、爲徙其侯國及封其子孫於彼也、所以數償之」の解釋。筆者は「元々諸侯王の土地であつたにも拘らず、削られて漢の郡となつてゐるのは、そこにある侯國を他へ移して、元來の諸侯王國としての領地を償還し、そこに諸侯王の子孫を封じる」の意として考える。
- (11) 芳賀良信「賈誼の諸侯王國觀とその背景」(『禮と法の間隙—前漢政治思想研究』汲古書院、2000)
- (12) 賈誼傳に「文帝思賈生之言、乃分齊爲六國、盡立悼惠王子六人爲王、又遷淮南王喜於城陽、而分淮南爲三國、盡立厲王三子以王之」とある。文帝十五(B.C.165)年、齊は齊・濟北・濟南・菑川・膠西・膠東の六國、淮南は淮南・衡山・廬江の三國に分國されている。
- (13) 諸侯王年表に據つた。靖王著即位の翌年(B.C.176)、賈誼は周勃等に疏まれて、太傅としてこの長沙王國に左遷させられている(『史記』賈生列傳)。
- (14) 芳賀氏前掲論文。
- (15) 景帝中六年(B.C.144)年、孝王武の死後、梁は梁・濟川・濟東・山陽・濟陰の五國に分國されている。
- (16) 「義恩厚、此人主之芒刃也。權勢法制、此人主之斤斧也。勢已定、權已足矣、乃以仁義恩厚因而澤之。故德布而天下有慕志。今諸侯王皆寵婢也、釋斤斧之制而欲嬰以芒刃、臣以爲刃不折則缺耳。」(『賈誼新書』制不定篇)
- (17) 德有六理。何謂六理。道德性神明命、此六者、德之理也。(『賈誼新書』六術篇)
- (18) 此所謂廟、非廟祧之廟也。呂氏春秋慎勢篇曰「古之王者、擇天下之中而立國、擇國之中而立宮、擇宮之中而立廟。」是王者所居謂之廟也。此三廟卽所謂三寢、莊公三十一年公羊傳何休注『天子諸侯皆有三寢、一曰高寢、二曰路寢、三曰小寢。父居高寢、子居路寢。孫從王父母、妻從夫寢、夫人居小寢。』其說略同而謂孫從王父母、似不若此書所說之善矣。
- (19) 重澤俊郎「賈誼新書の思想」(『東洋史研究』一〇一四、1949)
- (20) 宇都宮清吉「漢代社會經濟史研究」(弘文堂書房、1955)一〇頁
- (21) 〈賈誼〉の「分國策」は、構造としては父生前の分與に當たると考えられる。「三族制家族」の理念に従うならば、父死後に財産分與されるべきであるから、〈賈誼〉の「分國策」は「三族制家族」の理念に反するようである。しかし、〈賈誼〉は將來的繼續的にこの分與形態を施行すべきことをいうのではなく、〈賈誼〉の「現在」にあって「三族制家族」の紐帶を利用した一度きりの分割を主張したのである。こうした父生前の分與の例は、漢初期の陸賈(『史記』陸賈列傳)等に見られ、社會的にも非現實的なものではなかつた。
- (22) 牧野巽「西漢の封建相續法」(東方學報 東京第三冊、1932)

附錄 漢初諸侯王略系譜

…文帝六年 (B.C.174) 頃の諸侯王

代仲 吳濞

